

令和3年5月11日 作成

~~令和3年4月23日 作成~~

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に係る強化期間について

この度の緊急事態宣言（期間：4月25日～5月11日）、**緊急事態宣言延長（期間：5月31日まで）**並びに鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の状況を踏まえ、本校において、下記のとおり強化期間を設定いたします。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

- (1) **【期間】**：4月25日（日） ～ ~~5月11日（火）（状況により延長もあり）~~
～ 5月31日（月）（状況により延長もあり）

(2) **【期間中の方針】**

本校、新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止ガイドラインに基づき、「基本的な感染対策」及び「期間中の強化対策」の徹底を強化する。

- ① 学生や教職員の安全確保(命、健康)を最優先に考える。
- ② 学びを止めない。学習意欲に応える。
- ③ 地域社会の一員であることを自覚し、感染予防や感染拡大防止に努める。

(3) **【基本的な感染対策の徹底】**

- ① 「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染対策を徹底する
- ② 会食の際のルール（小人数・短時間、席の配置は斜め向かい、料理は個人ごとに配膳など）を徹底する

(4) **【期間中の強化対策】**

緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域等への往来について、鳥取県の方針に準ずる。（参照：[20210507開催：鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第76回）](#)）

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1245509/210507kaigisiryoku_tokusohouhonbu-78_covid-19.pdf)

また、以下の①～④については、自粛（自粛を依頼）することとし、やむを得ず実施をする場合には、校長に申し出をし、許可を得ること。

- ① 不要不急の出張及び研修等。
- ② 不要不急の対外試合・対外練習。
※ 詳細については、別紙「5月12日からの課外活動への対応」を参照
- ③ 不要不急の外来者の入構。
- ④ 不要不急の構内施設の貸出し。

なお、鳥取県版新型コロナ警報の基準により「感染流行嚴重警戒地域（V）」又は「感染流行警戒地域（IV）」に指定されている地域へ移動する場合、その行動計画及び行動歴について校長との情報共有に努めることとし、私用で同地域へ移動する場合も同様とする。

令和3年5月11日 作成

~~令和3年4月23日 作成~~

変異株による感染拡大の傾向が見られるため、県をまたぐ移動を行う際は、マスクの着用、密を避ける行動を行うなど、できる限りの感染予防を行うものとする。

※ 教職員の県外出張等の取扱い

① 県外への出張、県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する。

(緊急事態宣言を受けた鳥取県の対応に準じて「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」対象地域への出張は制限する。)

② 鳥取県版新型コロナ警報の基準により、「感染流行嚴重警戒地域（V）」、「感染流行警戒地域（IV）」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張を控える。警戒が必要な都道府県については、以下 URL により最新の情報を確認すること。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1215170.htm#itemid1215170>

「感染流行嚴重警戒地域（V）」 28 都道府県

「感染流行警戒地域（IV）」 6 都道府県

(令和3年5月11日現在)

~~令和3年4月23日現在~~